

令和3年4月診療分から子どもの医療費を無料化

【対象者】

大洲市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から中学3年生までの子ども（卒業年の3月31日まで）が対象となります。
※他の公費負担医療費受給資格証（ひとり親家庭医療費受給資格証など）をお持ちの人や、生活保護を受給している人は対象にならない場合があります。

【助成方法】

医療機関などの窓口で、健康保険証と、子ども医療費受給資格証を提示することで、保険診療による自己負担分が無料になります。
※入院などにより、医療費が高額になると見込まれるときは、加入している保険者に「限度額適用認定証」の申請をお願いします。

【子ども医療費受給資格証の送付】

現在、子ども医療費受給資格証をお持ちの人は、4月以降に使用可能な受給資格証を送付（3月下旬ごろ）します。

なお、乳幼児、第三子、歯科のいずれかの子ども医療費受給資格証をお持ちでない人は申請が必要です。

【救急医療の適正受診にご協力ください】

地域の救急医療体制を守り維持するには、「救急病院や救急車を正しく利用する」市民一人ひとりの意識と協力が必要です。

救急医療は、もしもの時に大切な命を守り救うために適正な利用をお願いします。

▽通常の診療時間内の受診を心がけましょう

▽かかりつけ医をもちましょう

▽子どもの救急ガイドブックを参考にしましょう

▽子ども医療電話相談（#8000）を利用しましょう

※利用時間

平日 午後7時～翌日午前8時
土曜 午後1時～翌日午前8時
日・祝 午前8時～翌日午前8時

【問い合わせ先】

保険年金課高齢者医療係

長浜支所	☎24-1713
肱川支所	☎52-1113
河辺支所	☎34-2311
	☎39-2111

男女共同参画推進会議委員募集

男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策および重要事項を審議するための委員を募集します。

【名称】 大洲市男女共同参画推進会議（委員）

【人員】 1人

【業務内容】 第2次大洲市男女共同参画推進計画に基づく推進会議への出席（年2回程度）

▽男女共同参画に関する相談内容の調査および審議

▽男女共同参画推進計画策定に係る審議

▽その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業

【任期】 令和3年4月1日（木）～令和5年3月31日（金）

【応募資格】 20歳以上の市内在住者

【募集期間】 2月22日（月）～3月19日（金）

【選考方法】 小論文（800字程度、テーマ「私が考える大洲市男女共同参画」）

【応募方法】 テーマに沿った小論文を作成し、所定の申し込み用紙に記入のうえ提出してください

【問い合わせ先】

企画情報課男女共同参画係 ☎24-1728

大洲市新生児子育て応援金について

国の定額給付金の給付対象とならない子どものいる子育て世帯に応援金を給付しています。

【対象児】

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生日から給付金の申請日まで継続して大洲市の住民基本台帳に登録されている新生児

※出生後大洲市へ転入された場合や給付金を申請する前に市外へ転出した場合は、対象となりません。

【申請者】 支給対象児の父または母で、申請時に大洲市の住民基本台帳に登録されている人

【給付額】 子ども1人につき5万円

【申請案内】

▽令和2年12月15日までに出生届を出されている人には既に申請書を郵送しています。

▽令和2年12月16日以降に出生届を出される人には窓口でご案内しています。

【申請期限】 令和3年5月31日（必着）

※お手続き忘れのないように、なるべく早めの申請をお願いします。

【問い合わせ先】

子育て支援課子ども相談係	☎24-5718
長浜支所	☎52-1114
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

軽自動車や原付バイクなどの変更手続きを忘れていませんか

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡や廃車などがある場合や、引越などにより車両の所在が分からなくなった場合は、早めに下記の手続きを行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合は、継続して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをしても課税の取り消しはできません。ご注意ください。

※軽自動車税（種別割）に月割課税制度はありません。

【問い合わせ先】

税務課収納係	☎24-1711
長浜支所	☎52-1197
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111
軽自動車検査協会愛媛事務所	☎050-3816
愛媛運輸支局	☎050-5540

車 種	手続き場所	必要なもの
125cc以下の小型バイク（原動機付自転車 など）	税務課または各支所	【廃棄】 所有者・使用者・届出者の印鑑、ナンバープレート ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など 【紛失・盗難】 所有者・使用者・届出者の印鑑 ※ナンバープレートがない場合は「遺失・盗難届出証明」の添付または「届出受理番号」の提出など 【名義変更】 新旧所有者・新旧使用者・届出者の印鑑 ※印鑑は認め印で可（シャチハタ使用不可）
小型のトラクターや農耕車、フォークリフト など		
660cc以下の軽自動車	軽自動車検査協会	軽自動車検査協会、運輸支局または車両販売店などにお問い合わせください。
125cc超の中型・大型バイク、ボートトレーラー	運輸支局	

棚田現地見学会の開催

榎谷棚田保存会では、棚田の保全やオーナー制度に興味のある人を対象に現地見学会を開催します。

みなさんも美しい棚田の景観を守る活動に参加してみませんか。

【日 時】令和3年3月28日(日)
午前10時から

【集合場所】旧戒川小学校
(大洲市戒川乙902-6)

【募集人数】30人

【参加費】無料



榎谷棚田紹介動画のQRコード



【問い合わせ先】

農林水産課農業振興係
☎24-1727

令和3年度市県民税(個人住民税)の申告期限延長

国の緊急事態宣言の延長に伴い、市県民税の申告期限を4月15日(木)まで延長します。なお、3月16日(火)以降に相談会場での申告を希望する場合は、相談会場スペースに制約が生じることも予想されますので、早めの申告をお願いします。

【相談会場での申告の場合】

	3月15日(月)まで	3月16日(火)から4月15日(木)まで
相談会場	本庁：別館3階第2会議室 長浜支所：1階会議室 肱川支所：地域振興課 河辺支所：地域振興課	本庁：本庁税務課 長浜支所：地域振興課 肱川支所：地域振興課 河辺支所：地域振興課

【郵送申告の場合】

市県民税(個人住民税)の申告は郵送で提出することも可能です。提出先：〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 大洲市役所税務課市民税係 宛

【申告書】

申告書は、「市役所・支所・公民館・自治センターの窓口」に配置しています。また、市公式ホームページからもダウンロードが可能です。

【申告に必要なもの】

▽印鑑 ▽給与・収入などの源泉徴収票

▽経費の算出に必要な「帳簿、明細書、領収書」など

※ 社会保険料控除や生命保険料控除、所得控除などを受ける場合は、証明書・領収書などの添付が必要です。

【問い合わせ先】

税務課市民税係 ☎24-1711 長浜支所 ☎52-1111
肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111



平成28年3月に、先人たちが残してきた大洲の歴史や文化などを、中学生たちが学習し、次代に伝えていくとともに、市民のみなさまにも郷土愛の醸成に役立てることを目的に、初版を発刊しました。今回、加筆訂正を行い、「改訂版」として発刊することとなりました。

本書は、市内の中学校に入学する生徒のみなさんに配布し、一般販売も行います。購入を希望される人は、大洲市教育委員会教育総務課総務係までお問い合わせください。

「大洲市中学生版歴史副読本 改訂版 大洲の歴史と大洲の歴史物語」を発刊しました

【販売価格】 500円（税込）
 【仕 様】 B5版119ページ
 【販売場所および問い合わせ先】
 〒795-8601
 大洲市大洲690番地の1
 大洲市教育委員会教育総務課総務係
 ☎24-1729

市有地の売払い

次のとおり、市有地の売り払いを実施します。

入札による売却

【申し込み受付】

▽期間

3月22日(月)～4月9日(金) 午前8時30分～午後5時15分
 ※土・日は除きます。

▽場所

財政契約課

【入札日時・場所】

4月15日(木) 午後2時～ 市役所3階第2会議室

【入札方法と落札者決定】

上記の日時・場所で行い、入札後その場で開札し、最低売却価格以上で最高価格の人を落札者とします。

【売買契約の締結・代金の納入】

▽契約締結：4月22日(木)まで

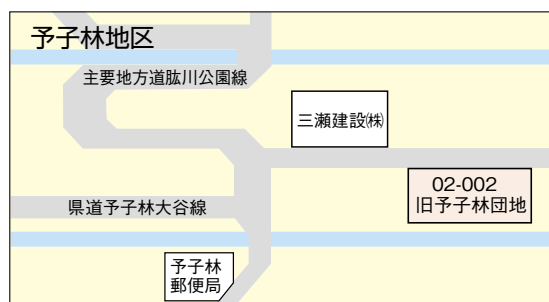
▽代金納入：契約後1カ月以内

※現地などの詳細については、市公式ホームページまたは問い合わせ先までご確認ください。

【問い合わせ先】

財政契約課管財係 ☎24-1721

番 号	02-002
所 在 地	肱川町予子林1443番1
面 積（坪）	397.85㎡（120.34）
最低売却価格	536,000円
備 考	建物1棟付



～転出・転入の手続きはお早めに～

②子育て支援課での手続き

児童手当

転出手続きの際に、子育て支援課または各支所へ「受給事由消滅届」を提出してください。

転出予定日の翌日から15日以内に、転入先で「認定請求」の手続きをしてください。

※転入手続きだけでは、手当は支給されません。

【問い合わせ先】

子育て支援課 ☎24-5718 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

③保険年金課での手続き

国民年金

退職などにより、厚生年金の資格を喪失している場合は、転入先で国民年金加入の手続きをしてください。

国民健康保険被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

後期高齢者医療被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

医療費給付の受給者証

ひとり親家庭、子ども（乳幼児）、重度心身障害者医療費の受給者証は、転出手続きの際に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

①市民生活課での手続き

住民登録（転出手続き）

市民生活課または各支所で「転出証明書」を受け取ってください。新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で手続きをしてください。

※外国人住民も届け出が必要です。

【持参するもの】

▽運転免許証・マイナンバー（個人番号）カード・住民基本台帳カードなど本人確認ができるもの
 ※外国人住民の場合は、在留カード、特別永住者証明書

▽認め印

▽印鑑登録証（お持ちの人のみ）

※代理人の場合、委任状が必要です。

【郵送による転出届】

▽申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）

▽異動（転出）年月日 ▽新住所、世帯主名

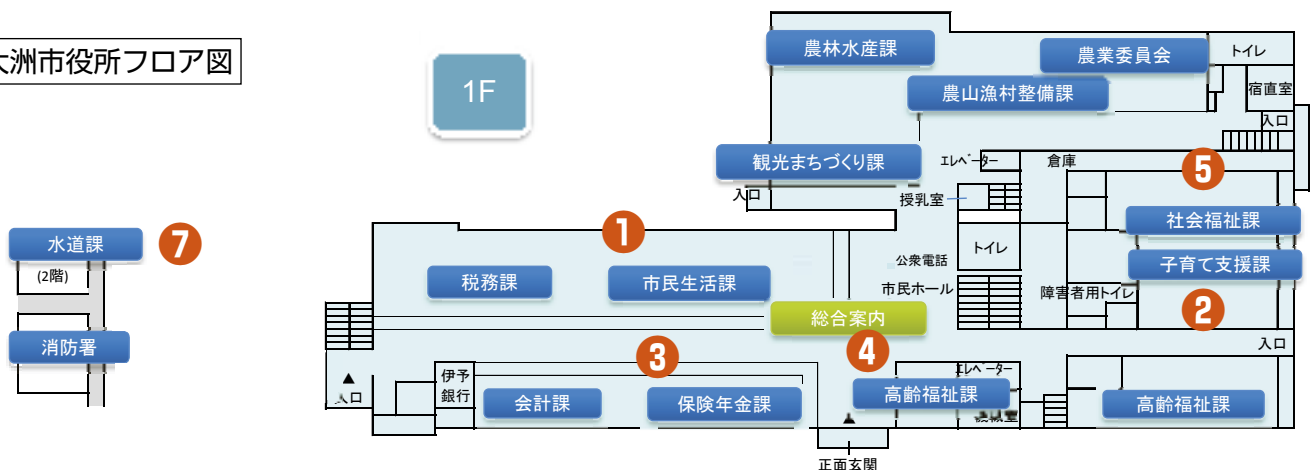
▽旧住所、世帯主名 ▽異動した人の氏名、生年月日

以上を記入のうえ、運転免許証など本人確認できるもののコピー、84円切手を貼った返信用封筒（宛先を記入）を同封し郵送してください。

【問い合わせ先】

市民生活課 ☎24-1710 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

大洲市役所フロア図



引っ越しの準備はお済みですか

6 教育総務課での手続き

小中学校の転校手続き

住民登録手続きが済み次第、教育総務課にご相談ください。

市外の小中学校に転校する場合、「在学証明書」などの書類を転入先の学校に提出してください。

【問い合わせ先】 教育総務課 ☎24-1733

7 水道課での手続き

水道の使用開始・中止の手続き

引っ越しなどで上下水道の使用を開始・中止する場合、3月・4月は混雑が予想されるため、1週間前には水道課まで申し込みしてください。

なお、使用中止後の料金の請求は、2～3カ月遅れとなります。

上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

仕事などにより、金融機関や窓口での毎月の支払いが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、取り引きのある市指定金融機関でお願いします。

【問い合わせ先】 水道課 ☎24-3753

～知っていますか漏水の確認方法～

水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていれば、漏水の可能性があります。

漏水を発見したら、早急に市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。

市指定の給水装置工事業者の紹介をご希望の人は、水道課までお気軽にお問い合わせください。（市公式ホームページでも確認可）



パイロット

4 高齢福祉課での手続き

介護保険被保険者証

65歳以上の人、または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課 ☎24-1714 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

5 社会福祉課での手続き

障がい福祉関係

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更をしてください。

また、次の受給者についても同様に、転入先の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。

▽特別児童扶養手当受給者

▽特別障害者手当受給者

▽障害児福祉手当受給者

▽心身障害者扶養共済加入者

▽自立支援医療費受給者

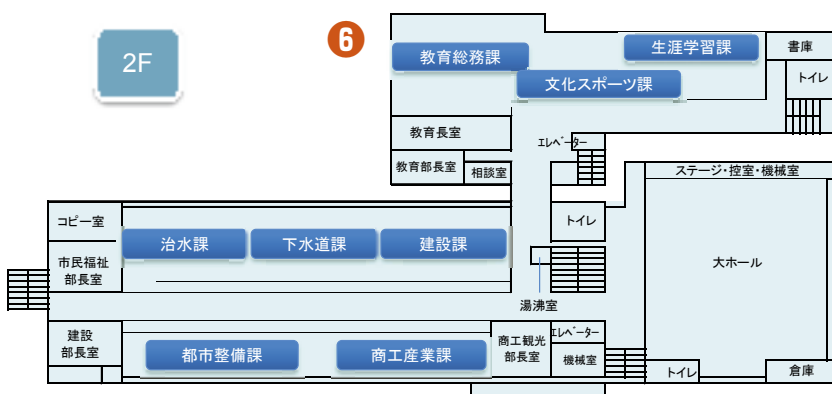
（精神通院、更生医療、育成医療）

▽補装具費・日常生活用具費受給者

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っている人で引き続きサービスの利用を希望される場合は、転入先で支給申請をしてください。

【問い合わせ先】

社会福祉課 ☎24-1758 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111



農業などに関する国・県などの補助事業を活用しませんか ～担い手支援と鳥獣被害対策、新築木造住宅などの補助制度～

鳥獣被害対策（防除）

鳥獣被害防止総合対策事業

ワイヤーメッシュ柵などを地域ぐるみで整備する場合、必要となる資材を大洲市有害鳥獣対策推進協議会を通じて貸与します。

※原則、地元負担はありません。

【要件】 次の要件を満たすこと

- ▽国が定める費用対効果要件を達成
- ▽おおむね 1 ha以上の農地を一体として柵を設置
- ▽柵の設置作業・管理は地元で行う
- ▽受益農家が 3 戸以上ある

【要件を満たさない例】

柵を設置する範囲内に耕作放棄地が多く見られるなど

鳥獣害防止施設整備事業

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の整備を希望する個人へ現物支給で補助します。

【補助率】 1/3以内（事業量により減少あり）

【注意事項】

- ▽個人で市販の資材を購入した場合は対象外です
- ▽補助を希望する場合は、愛媛たいき農業協同組合に申請してください

【締め切り】 4 月中旬ごろ

鳥獣被害対策（捕獲）

有害鳥獣捕獲檻購入補助事業

市が捕獲檻(箱わな)の購入費用の一部を補助します。

【対象者】

- ▽市内に住所を有し、現に居住している人
- ▽わな猟免許を所持している人

【補助金額】 購入価格の1/3以内（25,000円上限）

狩猟免許取得費等補助金

【対象者】

- ▽市内に住所を有する人
- ▽大洲喜多猟友会、川上猟友会に入会している人
または入会予定の人

【対象経費】

- ▽狩猟免許初心者講習受講料
- ▽狩猟免許受験料

【補助金額】 対象経費を合計した額

担い手育成対策

認定農業者経営発展支援事業

農地集積などによる規模拡大、生産方式の合理化などを実現するための機械・施設を導入する費用の一部を補助します。ただし、県が定める基準に該当することが前提となります。

【補助率】 1/4(条件により1/8～1/4の上乗せあり)以内

【対象者】

認定農業者であり、集落の中心的な役割を担う人（事業費50万円以上）

農山漁村地域担い手等支援事業

農林漁業の担い手を確保・育成するため、規模拡大および生産効率化などを実現するために必要な機械・施設の導入費用の一部を補助します。ただし、他の補助事業の採択に該当しないことと、市が定める基準に該当することが条件となります。

【補助率】 1/3以内(ただし、補助金は100万円が上限)

【対象者】

市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者など（事業費30万円以上）

農業次世代人材投資事業（経営開始型）

国の制度に基づき、次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農をする認定新規就農者を支援します。

【資金交付】 年額最大150万円（最長 5 年間）

【要件】

- ▽独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満
 - ▽親元就農の場合、5 年以内に経営を継承する、または親の経営から独立した経営を行う
 - ▽生活費を支給する国の事業と重複しないなど
- ※上記以外にもさまざまな要件があります。

6 次産業化推進

6 次産業化等推進事業

新たに 6 次産業化やグリーンツーリズムに取り組むために必要となる機械の導入費、施設整備費、商品開発費などの経費について、要件を満たせば対象費用の2/3以内（100万円上限）を補助します。

【対象者】

市内に住所を有する農林漁業者および市内で主たる活動を行う農林漁業者など



市産材利用促進

もり 森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金

南予で生産された木材または製材品を使用した在来工法による木造住宅を建築し、または購入する場合、住宅建築（購入）費用の一部を補助します。

【対象者】

市内に自ら居住するために住宅を建築または購入する人

【補助要件】

▽南予産材を主要部材の材積の60%以上使用する

▽延べ床面積が50㎡以上

【補助金額】

▽材積 1 ㎡当たり10,000円を乗じた額（30万円上限）

▽市の分譲地を新たに購入し、新築する場合は材積 1 ㎡当たり15,000円を乗じた額（50万円上限）

中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通して多面的機能を確保する観点から、平地と比べて農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

【対象者】 集落単位で協定を締結し、5年間農業生産活動などを継続する農業者など

【対象農用地】 農振農用地区域内の一団の農地で、1ha以上の面積と傾斜（下表）を満たすもの

【交付金額】

対象農用地	条 件	単価区分	10a当たり交付単価（円）	
			田	畑
急傾斜	田 1/20以上 畑 15度以上	体制整備単価（10割）	21,000	11,500
		基礎単価（8割）	16,800	9,200
緩傾斜	田 1/100以上1/20未満 畑 8度以上15度未満	体制整備単価（10割）	8,000	3,500
		基礎単価（8割）	6,400	2,800

【集落協定に求められる活動内容】

①農業生産活動などを継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

▽農業生産活動など…耕作放棄の発生防止活動、水路・農道などの管理活動（泥上げ、草刈りなど）

▽多面的機能を増進する活動…周辺林地の管理、景観作物の作付け、体験農園、魚類などの保護など

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

▽集落戦略の作成…協定農用地の将来像ならびに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題および対策について協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

この他にも、経営体育成支援事業（金融機関から融資を受けて農業用機械などを購入する場合に、30%を補助）、担い手への融資支援事業（貸付当初の5年間を実質無利子にする事業など）などがあります。

農林漁業関係の補助・助成について、対象となるかどうかなど不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 ☎24-1727 長浜支所 ☎52-1111
 脇川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

愛媛県においては、4月21日(水)と22日(木)の2日間で県内各地を巡り、大洲市では、22日(木)に聖火ランナーが「ふれあい南通り常磐町交差点」をスタートして「如法寺河原」まで走行します。

【問い合わせ先】

文化スポーツ課スポーツ推進係
☎②④ 1734



大洲市総合体育館

伊予大洲駅

新町

国道56号

常磐町

肱北公民館

殿町

肱川橋

大洲まちの駅 あさもや

大洲市役所

国道56号

柚木

臥龍山荘

新富士橋

【スタート地点】
ふれあい南通り
常磐町交差点

【ゴール地点】
とみす
富士橋
にょほうじ
如法寺河原側

令和3年4月22日(木)

【開催時間】
▽午後0時40分 聖火ランナースタート
▽午後1時05分 聖火ランナーゴール

【交通規制時間】
午前11時30分～午後1時30分（予定）

【総走行距離】 1,980m

【注意事項】
▽走行ルート周辺の道路は、脇道を含め全面通行止め、または車両の通行が制限されます。
▽原則として、走行中に人および車両などが、コース上を横断することはできません。
▽交通規制箇所や通行制限時間など、詳細については、決定次第お知らせします。